

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が平成 28 年 5 月 24 日付けで審査請求人に対して行った決定（以下「本件処分」という。）のうち、存否応答拒否により不開示とした決定（以下「本件処分 1」という。）は妥当であるが、公文書不存在により不開示とした決定（以下「本件処分 2」という。）は妥当ではなく、公文書の特定を行ったうえで、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

第 2 審査請求に至る経過**1 開示請求の内容**

審査請求人は、平成 28 年 3 月 26 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対し公文書の開示請求を行ったが、このうち、本件処分に係る公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）は次のとおりである。

- (1) 特定の教諭に対する平成 27 年 7 月の処分事由に関する書類一切（法令違反通報の指摘事項について、調査したかがわかる文書）
- (2) 平成 27 年 7 月に免職となった特定の教諭に関する免職事由の調査に関する書類一切（特定の団体に関する部分を中心に）
- (3) 平成 27 年 7 月に停職処分となった特定の教諭に関する事由の調査に関する書類一切（(2)と同一団体に関する部分を中心に）

なお、当該開示請求においては、同一の公文書開示請求書に 7 件の開示請求が記載されており、今回審査請求のあった前記 3 件以外は、特定の団体に関する公文書開示請求であった。

2 本件処分の内容

実施機関は、平成 28 年 5 月 24 日付けで、前記開示請求の(1)及び(3)については、条例第 10 条に該当するとして、公文書不開示決定（存否応答拒否）を行い、前記開示請求の(2)については、被処分者の処分事由に、特定の団体は無関係であるとの理由により、公文書不開示決定（公文書不存在）を行った。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本

件処分を不服として、実施機関に対し平成 28 年 8 月 11 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「不開示決定は違法・不当であり、取消しを求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が本件審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、本件開示請求書に記載する特定の団体（以下「当該団体」という。）の関係者として、不祥事の再発防止に努めており、本件審査請求も、その再発防止のための一環である。
- (2) 本件開示請求書に記載する特定の教諭（以下「当該教諭」という。）に対する処分が当該団体に無関係とは到底考えられない。
- (3) どの事項を処分したのか、あるいは、処分しなかったのかを知ることは、知る権利の重要性を考えると、当然、公開すべきである。
- (4) 処分庁は、全部不開示あるいは応答拒否としているが、その理由すら述べていない。処分庁の事務に支障を来たすのであれば、部分開示をすれば足りるのであって、全面不開示の理由にはまったくなっていない。少なくとも、開示が可能な箇所が一部はあるはずであり、全面不開示は違法不当であり、取消しを求める。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件処分 1 について

(1) 本件処分 1 に係る請求文書について

本件処分 1 に係る請求文書は、特定の教諭に対する処分事由の調査に関する書類である。

(2) 存否応答拒否について

教職員に対する処分については、懲戒免職処分及び報道等により既に氏名等が公表されている事案以外は、被処分者の氏名を公表しておらず、本件処分 1

に係る請求文書は、特定の個人の処分に関する文書の開示請求であり、条例第10条に該当し、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1号に規定する不開示情報を開示することになるため、不開示（存否応答拒否）とした。

条例第7条第1号は、特定の個人を識別することができる情報を不開示とする規定であり、本号ただし書はその除外規定である。

条例第7条第1号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に関する規定であるが、教職員の懲戒処分の公表基準に照らしても、被処分者の氏名を公表しておらず、同号ただし書アには該当しない。なお、開示請求者が被処分者の氏名を知っていたとしても、何人に対しても等しく開示請求権を認める制度の下では、開示請求者が何人であるかによって、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示、不開示の判断が変わるものではない。

条例第7条第1号ただし書イは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に関する規定であるが、本件の場合には、このような事情は認められない。

条例第7条第1号ただし書ウは、公務員の職務の遂行に係る情報の規定であるが、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、処分歴等身分取扱いに係る情報は、管理される職員の個人情報として保護される必要があり、「職務の遂行に係る情報」には当たらず、不開示情報の対象となる情報であると解される。よって、職員が懲戒処分等を受けたことは、当該職員個人の私生活上の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、同号ただし書ウには該当しない。

以上のことから、本件開示請求に係る情報は、条例第7条第1号の不開示情報に該当し、条例第10条の規定により存否応答拒否決定を行った。

2 本件処分2について

(1) 本件処分2に係る請求文書について

本件処分2に係る請求文書は、「特定の教諭に関する免職事由の調査に関する書類一切（特定の団体に関する部分を中心に）」である。

(2) 公文書不存在について

本件公文書開示請求書の中で開示請求された他の文書についても当該団体に限定する文書であったことや、本件処分2に係る請求文書が「書類一切」としながらも「特定の団体に関する部分を中心に」とかっこ書きで記載していることから、審査請求人は、被処分者の処分事由に当該団体に関する事由があると

考え、その部分を中心に対象文書を特定するよう求めている趣旨であると解し、対象公文書の特定にあたった。ところが、被処分者の処分事由に当該団体は無関係であるため、公文書は存在しなかった。

よって、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、公文書不開示決定（公文書不存在）を行ったものである。

なお、被処分者の処分事由が記載された記者発表資料を、平成 28 年 7 月 14 日に審査請求人に提供し、被処分者の処分事由は当該団体とは全く無関係であることを複数回にわたって口頭で丁寧に説明し、審査請求人もこれを了知した。

第 5 審査会の判断理由

1 本件処分 1 について

(1) 本件処分 1 に係る請求文書について

本件処分 1 に係る請求文書は、「特定の教諭に対する平成 27 年 7 月の処分事由に関する書類一切（法令違反通報の指摘事項について、調査したかがわかる文書）」及び「平成 27 年 7 月に停職処分となった特定の教諭に関する事由の調査に関する書類一切（特定の団体に関する部分を中心に）」である。

(2) 存否応答拒否について

条例第 10 条では、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条各号に規定する不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定しており、実施機関は、この規定に基づき、本件処分を行っている。

そこで、当審査会では本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるかどうかについて検討を行った。

(3) 条例第 7 条第 1 号該当性について

条例第 7 条第 1 号本文は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定し、同条同号ただし書で、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人情報であっても開示するものと規定している。

本件開示請求は、平成 27 年 7 月の特定の教諭の処分事由や処分事由の調査に関する文書の請求であり、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることは、特定の教諭が実施機関により処分を受けたという事実の有無を明らかにすることと同様の結果が生じるものと認められる。

よって、特定の教諭が実施機関により処分を受けたか否かという情報（以下「当該情報」という。）は、個人に関する情報であり、条例第 7 条第 1 号本文に該当する。

また、当該情報は、法令等の規定や慣行により公にされている情報にはあたらないため条例第 7 条第 1 号ただし書アには該当しない。次に、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとする特段の事情は認められないため同条同号ただし書イに該当しない。さらに、当該情報は、当該教諭の処分歴等身分取扱いに係る情報である。実施機関が人事管理上保有する処分歴等身分取扱いに係る情報は、当該教諭の個人情報として保護されるべきものと判断する。よって、当該情報は職務の遂行に関する情報であるとはいえず、同条同号ただし書ウには該当しない。

以上のことから、当該情報は条例第 7 条第 1 号の不開示情報に該当する。

(4) 本件処分 1 の妥当性について

前記により、本件処分 1 に係る請求文書が存在しているか否かを答えることは、条例第 7 条第 1 号の不開示情報を開示することとなるため、実施機関が条例第 10 条の規定を根拠として本件処分 1 を行ったことは妥当である。

なお、審査請求人は、当該団体の関係者として不祥事の再発防止の一環として本件審査請求を行ったのであるから開示すべきであると主張するが、条例の開示請求制度は、すべての開示請求者に対して、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、開示・不開示の判断にあたっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。

2 本件処分 2 について

(1) 公文書の特定について

本件処分 2 に係る請求文書は、「特定の教諭に関する免職事由の調査に関する書類一切（特定の団体に関する部分を中心に）」である。

実施機関は、対象文書の特定に際し、本件公文書開示請求書の中で開示請求された他の文書については当該団体に限定する文書であったことから、請求内

容が「書類一切」としながらも「特定の団体に関する部分を中心に」とかっこ書きで記載されていることをもって、審査請求人が求めているものは、被処分者の処分事由に当該団体に関する事由が記載された公文書であると判断し、対象公文書の特定にあたったところ、被処分者の処分事由に当該団体は無関係であるため、公文書は存在しないと主張する。

しかしながら、当審査会において、本件開示請求書及び本件審査請求書等により審査請求人の主張を検討したところ、審査請求人は、必ずしも処分事由に当該団体に関する記述がある文書に限定して開示請求を行ったものであるとはいえず、被処分者の処分事由に当該団体に関する事由があるかないかにかかわりなく、免職事由の調査に関する文書ファイルの中に当該団体に関する部分があるかどうかにより対象文書を特定するものと解するのが妥当であると考え

る。

そこで、当審査会は、実施機関に対して条例第 23 条に基づく調査を実施したところ、「特定の教諭に関する免職事由の調査に関する書類」の存在が認められ、さらにその中に当該団体に関する記載が少なくとも 3 箇所は存在することが確認された。

したがって、実施機関は本件開示請求を一方的に解釈し本件処分 2 に至ったものであり、実施機関の公文書の特定は不十分であったといわざるを得ない。

(2) 本件処分 2 の妥当性について

前記により、実施機関が公文書の特定が不十分なまま本件処分 2 を行ったことは妥当ではない。よって、本件処分 2 を取り消し、公文書の特定を行ったうえで、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び意見書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

以上のことから、前記「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 付言

本件不開示決定通知書（存否応答拒否）の不開示の理由において、条例第 10 条に該当することは記載されているものの、条例第 7 条各号のどの不開示情報が存否応答拒否に該当するののかについては理由付記がなされていなかった。

不開示決定通知書に付記すべき理由としては、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が不開示の理由を明確に認識し得るものであること

が必要であり、不開示情報の内容が明らかにならない限度内において、どのような種類の情報が記録されているかを示すことまでが求められていることを、実施機関においては十分理解のうえ、今後、適切な理由付記を行うべきである。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成28年9月21日	・ 弁明書、審査請求人からの反論書等を添えて実施機関から提出された諮問書を受理
平成28年10月25日	・ 審査会（概要説明、実施機関から意見聴取及び審査）
平成28年11月9日	・ 実施機関から理由説明書を受理
平成28年11月17日	・ 審査会（審査）
平成28年12月21日	・ 審査会（審査）
平成29年1月17日	・ 答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職	備考
菅 宜 紀	長崎県立大学地域創造学部教授	会長
池 本 仁 史	長崎新聞社取締役労務・総務・印刷担当 兼 経営企画室長	
植 木 博 路	弁護士	会長職務代理者
福 村 喜 美 子	NPO法人グリーンクラフトツーリズム 研究会はさみつんなむ会会長	
山 中 英 子	司法書士・行政書士	